

公益財団法人山階鳥類研究所

稟議規程

第一章 稟議

(稟議制による意思決定の原則)

第1条 公益財団法人山階鳥類研究所(以下「当財団」)の意思決定については、定款に定めるものを除き、稟議制によるものとする。但し、第8条から第11条に列挙していない事項であって慣行として定まっているもの及び軽微なものについてはこの限りではない。

(稟議制の定義)

第2条 稟議制とは、定款に定めのない運営・管理上の案件について、所定の様式による文書を回議、上申し、当該案件の実施に関し決裁権者の意思決定を求める制度をいう。

(稟議事項)

第3条 稟議事項は、この規程の第8条から第11条までに定める事項とする。第8条から第11条に定めのない事項であっても稟議が必要と判断する場合にはこれを上申することを妨げない。

(起案)

第4条 稟議の起案は、事務局の所管事務については事務局長、研究所の所管事項につ

いては室長又は室長から指名された者が行なう。

2 稟議事項が複数の室にわたる場合は、室長が協議して代表室を定めるか、又は連名により起案する。

(回議)

第5条 稟議事項が他の室の所管事項に関係がある場合は、当該室長の同意を求めた

めに稟議書を回付しなければならない。

(決議)

第6条 稟議書は、当該稟議事項に関する最終決裁権者の決裁を受けなければならない。

2 稟議の決裁通知は、前項の最終決裁権者が起案担当局、室の長に回付する決裁済みの稟議書をもってこれにかえる。

(保管)

第7条 処理を終えた稟議書の保管は、起案した部門で行う。

第二章 稟議事項と決裁権者

(理事長決裁事項)

第8条 次に掲げる事項は理事長の決裁を得なければならない。

- 1 職員の採用及び退職に関すること
- 2 職員の採用時の給与及び昇給、賞与、退職金に関すること
- 3 職員の懲戒処分に関すること
- 4 所長の兼職の許可に関すること
- 5 委嘱及び解嘱に関すること
- 6 国庫補助金、委託金、及び地方公共団体の補助金、委託金の交付申請並びに報告に関すること
- 7 理事会、評議員会に附議する議題に関すること
- 8 理事会、評議員会の議事録に関すること
- 9 総裁に関すること
- 10 資産の運用と管理についての方針及び具体的な方法に関すること
- 11 民間助成金の申請と報告に関すること
- 12 1件20万円以上(税込価格)の支出を伴う物品購入、発注、役務提供契約等に関すること。ただし、公的研究費による場合は所長の決裁をもって実行し、理事長へ報告すること。
- 13 借入金に関すること
- 14 緊急を要する規程、規則の制定、改廃に関すること(但し理事会・評議員会の追認を必要とすることがある。)
- 15 資産の売却又は除却に関することで50万円以上(税込価格)の案件
- 16 100万円以上の寄附金、賛助費等の受入に関すること
- 17 預金口座の開設・解約に関すること
- 18 理事長名による契約書、届出書等に関すること
- 19 重要な広報活動に関すること
- 20 その他非常又は重要な案件に関すること

(専務理事決裁事項)

第9条 次に掲げる事項は、原則として専務理事の中間決裁を得なければならない。

- 1 前条14項に定める規程の制定・改廃に関すること
- 2 理事会・評議員会に附議する議案に関すること
- 3 基本財産運用の基本的方針に関すること

(所長決裁事項)

第10条 次に掲げる事項は、所長の決裁を得なければならない。

- 1 研究員・専門員の配置及び担当業務に関すること
- 2 研究員・専門員の研究内容の設定、研究発表に関すること
- 3 公的研究費・委託金等及び民間助成金等による研究事業の内容の設定、実施並びに報告に関すること
- 4 学術雑誌等の編集、刊行に関すること
- 5 その他当財団内研究所の管理、運営方針に関すること
- 6 公的研究費による1件20万円以上（税込価格）の支出を伴う物品購入、発注、役務提供契約等に関すること
- 7 所長名による契約書、届出書等に関すること
- 8 研究員又は専門員の外部機関における兼職に関すること
（事務局長決裁事項）

第11条 次に掲げる事項は、事務局長の決裁を得なければならない。

- 1 1件10万円以上20万円未満（税込価格）の物品購入、発注、役務提供契約などに関すること（財源を問わない）
- 2 100万円未満の寄附金、賛助費等の受入に関すること
- 3 資産の売却又は除却に関するもので50万円未満（税込価格）の案件
- 4 事務局長名により外部機関と締結する契約に関すること

第三章 その他

（報告）

第12条 副理事長、専務理事、所長及び事務局長は、自己の権限内の決裁事項であっても、その決裁が人事、予算、運営に影響を及ぼすことがあると判断する場合は、上位の管理者にその旨を報告しなければならない。

（善管注意義務）

第13条 決裁権者は善良なる管理者の注意をもって、適正かつ透明性のある業務執行に心掛けねばならない。

（権限の委譲）

第14条 不慮の事態等により業務執行が困難な場合、理事長は副理事長、専務理事、研究所長、研究所副所長又は事務局長に、研究所長は同副所長又は事務局長に、事務局長は事務局員に業務権限の全部又は一部を委譲できるものとする。この場合被委譲者は前第12条、第13条を遵守しなければならない。

附則

この規程は、平成元年10月1日から施行する。

この規程は、平成7年4月1日一部改定し施行する。

この規程は、平成19年11月1日一部改定し施行する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日一部改定し施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日公益財団法人への移行に伴い一部改定し施行する。

この規程は、平成 26 年 6 月 12 日副理事長の就任に伴い一部改定し施行する。

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日一部改訂し施行する。

稟議書様式は、別途定める。